

資料2 構造上障害者の方の利用に供する自動車に係る減免

(身体障害者等<兼用>構造自動車、身体障害者<運転用>構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

※リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。
※法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

(1) 身体障害者等<兼用>構造自動車

※車種は問いません。

車いすの昇降装置、固定装置、浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられたもので、身体障害者等の輸送に使用する自動車

(2) 身体障害者<運転用>構造自動車

※車種は問いませんが、事業用限定です。

専ら身体障害者の方が運転するために、運転装置、制御装置に構造変更が加えられ、事業用で登録された自動車

※身体障害者等とは：歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

		申請期限	減免できる税目
(1) <兼用>構造自動車	新規登録・移転登録 (名義変更)による取得	登録の日	自動車取得税の一部 (減免額：構造変更に要した金額×税率)
(2) <運転用>構造自動車			※ベース部分の自動車取得税については課税になります。

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※自動車税の減免については、毎年度申請が必要です。

3 申請に必要な書類

裏面記載のとおり

～手続きのお問い合わせ先～

〒901-2506 浦添市港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所 課税班

(TEL)098-879-1627 (FAX)098-879-1630

[構造減免／一部減免]

3 申請に必要な書類

(1) 身体障害者等＜兼用＞構造自動車

提出書類	説明
ア 自動車取得税減免申請書(その4)	取得税が課税される場合のみ、申請できます。
イ 自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細図の写し(新規登録時に限る)	外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。(※)車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 (※)新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装着の前後の写真でもよい。
ウ 自動車検査証の写し	有効期間内であること。
エ 構造変更に要した費用が確認できる書類	例:注文書
オ その他添付資料	法人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・◎印の書類 個人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・▲印の書類 ＜事業用＞自動車の場合は・・・■印の書類
◎ 定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
事業実施に必要な手続きが済んでいることが確認できる書類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んでいることが前提です。
◎ 運行日誌の写し 等	当該自動車の運行目的・実績を証明する書類を添付してください。新規登録の自動車については、運行計画書。 [例1:運行日誌の場合] ・申請書提出月の直前3ヶ月間の、毎月1日～10日までのもの ・書類上、個人が特定できる内容(例:氏名)の場合は、判別できないよう黒く塗りつぶす等の処置をとってください。 [例2:運行計画書の場合] ・自動車の用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入してください。(様式は自由です)
▲ 障害者手帳の写し	氏名、障害の程度が確認できること ※障害の内容によっては、車いす移動車を利用しなければならないことが確認できる書類を求めることがあります。
▲ 障害者との関係を証明する書類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険手帳※ ※健康保険手帳は写し ※申請者が障害者本人の場合は不要です。
■ 事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書

(2) 身体障害者＜運転用＞構造自動車

上記(1)の「ア」～「エ」の書類	
事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書
障害者手帳の写し	氏名、障害の程度が確認できること
運転免許証の写し	
障害者との雇用関係を証明する書類	例:会社名が確認できる保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書